

鹿角都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(都市計画区域マスタープラン)



平成 25 年 11 月
秋田県

鹿角都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

※都市計画法の改正（H23年8月30日法律第105号）により、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）で定める事項は

- 一 区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針
- 二 都市計画の目標
- 三 土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

の順番になりましたが（都市計画法第6条の2第1項第2号）、当マスタープランでは、構成上の理由から二、一、三の順番で記載しております。

1. 都市計画の目標	1
(1) 基本的事項	1
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模	1
2) 目標年次	1
(2) 広域都市圏の将来像	3
1) 鹿角広域都市圏の概況	3
2) 鹿角広域都市圏の位置づけ、役割等	3
3) 鹿角広域都市圏の将来像	4
4) 鹿角広域都市圏の目標	4
(3) 都市づくりの基本理念	6
1) 都市計画区域の位置づけ、役割等	6
2) 都市計画区域の将来像	6
3) 都市計画区域の目標	6
(4) 目標とする市街地像	7
(5) 社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針.....	12
2. 区域区分の決定の有無	13
3. 主要な都市計画の決定の方針	14
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針.....	14
1) 主要用途の配置の方針	14
2) 土地利用の方針	16
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針.....	20
1) 交通施設の都市計画の決定の方針	20
2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	23
(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針.....	28
1) 主要な市街地開発事業の決定の方針	28
(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針.....	29
1) 基本方針	29
2) 主要な緑地の配置の方針	30

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

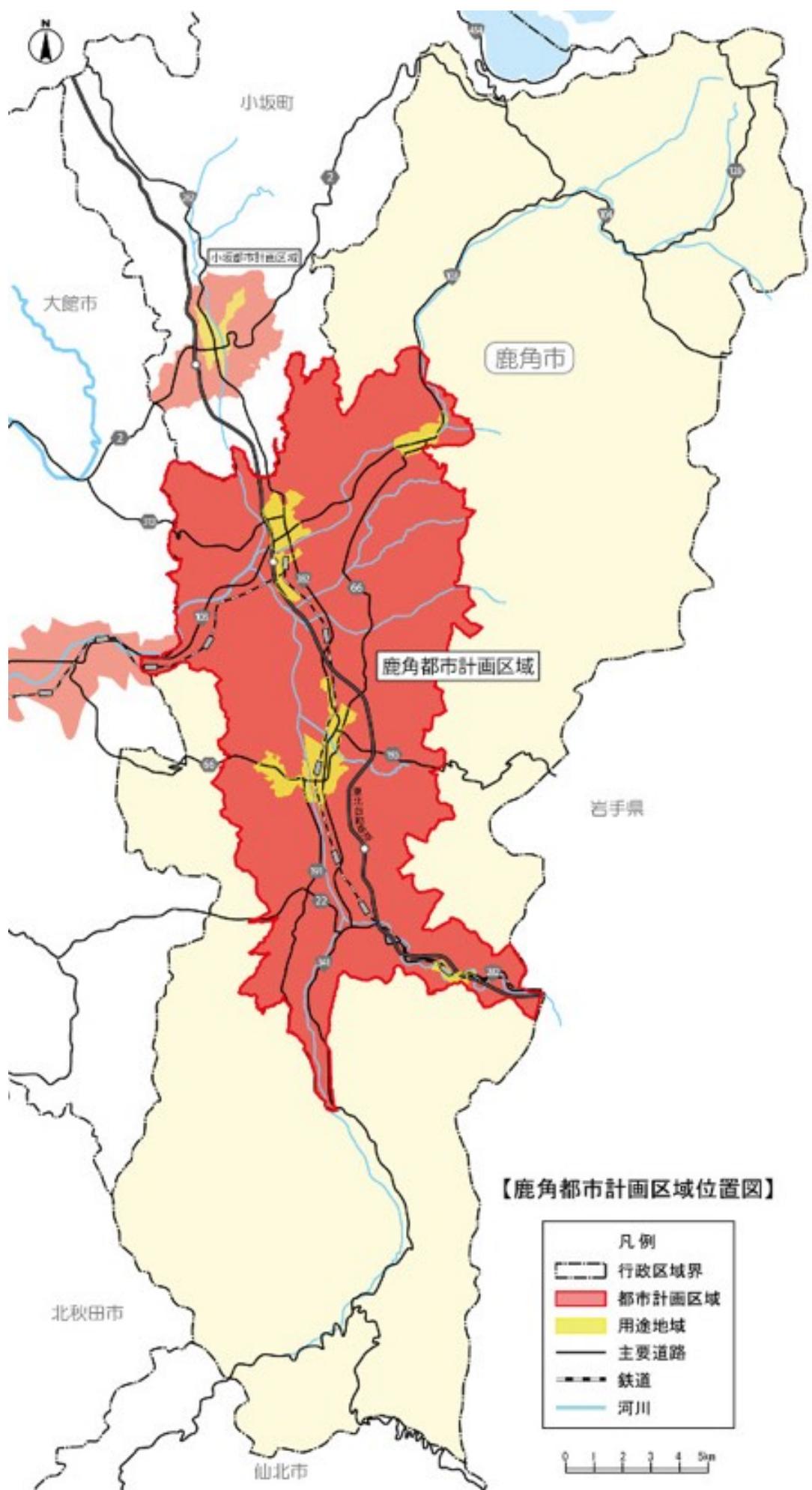
1) 都市計画区域の名称・範囲及び規模

都市計画区域名	都市名	範囲	面積
鹿角都市計画区域	鹿角市	行政区域の一部	19,000ha

2) 目標年次

本区域マスタープランは、おおむね 20 年後の将来都市像を展望して定めるものとし、目標年次を平成 42 年とする。

ただし、「区域区分の決定の有無の方針」に関する事項については、おおむね 10 年後の将来予測を行った上で定めるものとし、目標年次を平成 32 年とする。



(2) 広域都市圏の将来像

1) 鹿角広域都市圏の概況

鹿角広域都市圏は、北東北3県のほぼ中央、秋田県の北東部の鹿角盆地に位置し、鹿角市と小坂町の1市1町から構成されており、鹿角都市計画区域、小坂都市計画区域の2つの都市計画区域が指定されている。

南端には八幡平、北端には十和田湖が神秘的な姿を横たえ、雄大な自然環境と豊富な温泉群に恵まれた地域であり、国内外から多数の観光客が訪れている。

また、古くから培ってきた鉱業技術を活用し、環境リサイクル産業への転換が図られているほか、鉱山の産業遺産群を活用した観光施策も推進されている。

交通面では、東北自動車道や整備中である日本海沿岸東北自動車道及び隣接圏域にある大館能代空港により、広域交通ネットワークの形成が図られている。

2) 鹿角広域都市圏の位置づけ、役割等

このような概況を踏まえ、本広域都市圏の位置づけ、役割等を次のとおりとする。

①北東北の人、モノ、文化、情報が集まる交流拠点

広域交通ネットワークの整備が進められており、秋田県の北の玄関口として、北東北の人、モノ、文化、情報が集まる交流拠点としての役割を担う。

②豊かな自然資源と歴史ある産業を活かした国際的な観光拠点

知名度の高い八幡平や十和田湖、あるいは史跡尾去沢鉱山や小坂鉱山事務所等の近代化産業遺産群といった観光資源は国内外から観光客を集めており、県内有数の広域観光拠点として位置づけられる。

③豊かな自然と調和した伝統の産業技術を活かすエコタウン

鉱業を中心とした伝統の産業技術を活かし、自然環境と産業技術が調和したエコタウンが形成されており、資源循環型のまちづくりを先導する地域としての役割を担う。

3) 鹿角広域都市圏の将来像

このような位置づけ、役割のもと、おおむね 20 年後の本広域都市圏の将来像を次のとおりとする。

**まちと自然・文化が調和し、
人びとの交流がさかんで地域産業が躍動する広域都市圏**

4) 鹿角広域都市圏の目標

本広域都市圏の将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

①広域交通ネットワークの強化と交通結節機能の向上

北東北 3 県における県域を越えた広域的な交流・連携を促進するため、東北自動車道、日本海沿岸東北自動車道、大館能代空港などの広域交通ネットワークの維持・強化を図るとともに、これらを結ぶ交通結節機能の向上を目指す。

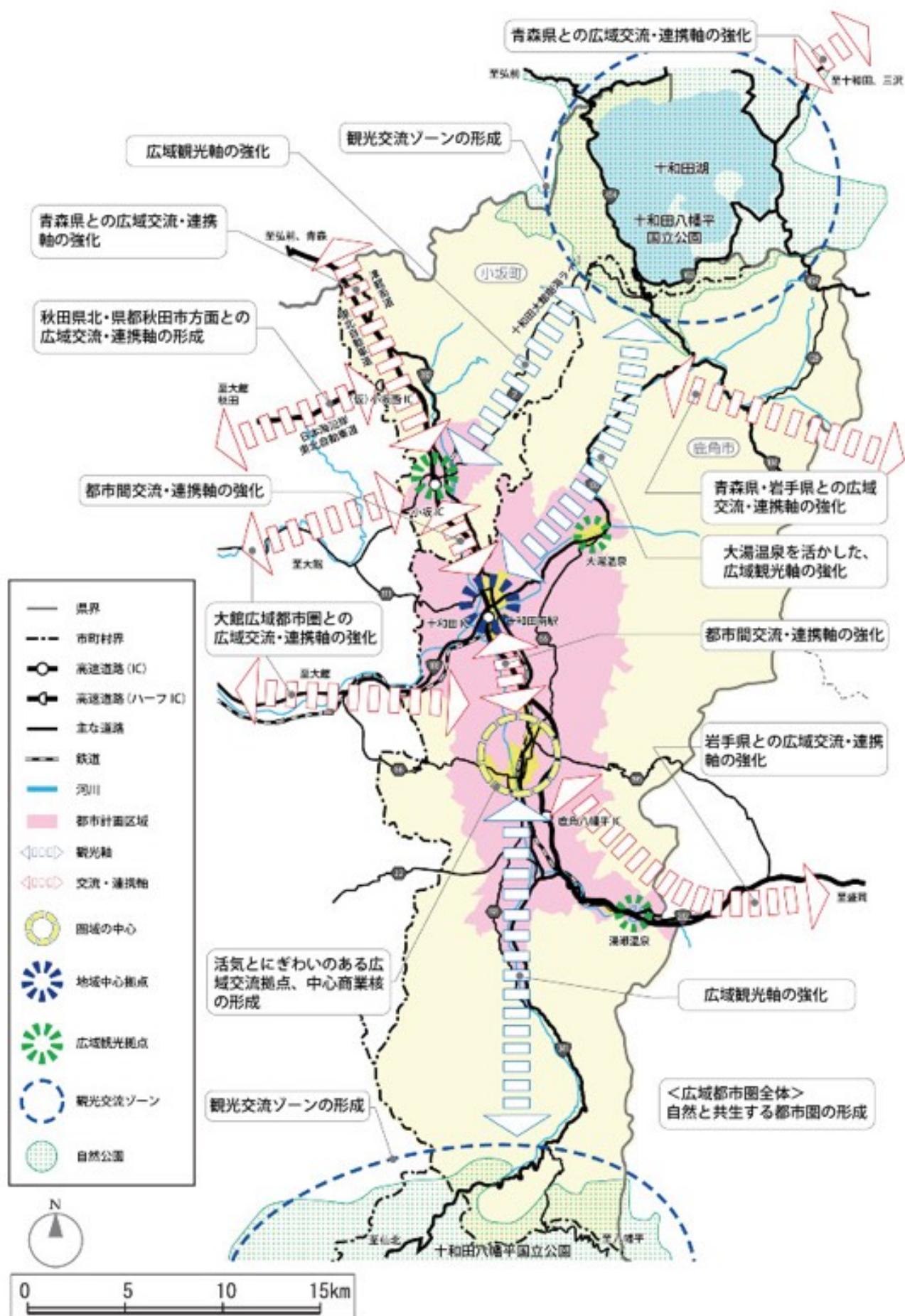
②広域観光拠点の育成と、これらを連携させる観光ルートの形成

全国有数の観光地である八幡平や十和田湖、あるいは近代化産業遺産群といった観光資源のさらなる活用を図り、観光拠点を育成するとともに、観光拠点間のネットワーク充実による広域観光ルートの形成を目指す。

③自然と共生する都市圏の形成

豊かな自然環境を次世代に継承し、ゆとりある生活の実現を図るため、自然環境の保全・活用を図るとともに、資源の有効利用などにより環境負荷を軽減しながら「まち」と自然が調和した都市圏の形成を目指す。

◆鹿角広域都市圏将来図



(3) 都市づくりの基本理念

1) 都市計画区域の位置づけ、役割等

鹿角都市計画区域は、広域交通ネットワークに支えられ、商業施設、業務施設、医療施設など都市機能が集積する一方、各地で湧出する温泉、歴史を伝える祭りや産業遺産、十和田八幡平国立公園を近隣にもつなど、文化や自然等の観光資源を豊富に有している。

このようなことから、北東北の中心的役割を担う都市として、都市機能、自然、文化などを活かし、交流と活力ある都市として位置づける。

2) 都市計画区域の将来像

本区域の位置づけ、役割を踏まえ、おおむね 20 年後の将来像を次のとおりとする。

「北東北の中心的役割を担う、活力とふれあいのある観光・文化都市」

広域交通ネットワークと豊富な観光資源を活かし、北東北の人・モノ・情報が交流し、また自然環境と都市環境が共存する「観光・文化都市」を目指す。

3) 都市計画区域の目標

本区域の将来像の実現に向け、目標を次のとおりとする。

①活力とにぎわいのあるコンパクトな都市づくり

北東北 3 県のほぼ中央に位置する立地条件のもと、広域交通ネットワークの活用とともに、人・モノ・情報が集まり交流し、活力とにぎわいのあるコンパクトな都市づくりを目指す。

②多くの人を引き寄せる自然や歴史、文化がいきづく都市づくり

大湯温泉、湯瀬温泉や花輪ばやしなど、多くの人を引き寄せる自然や歴史、文化がいきづく都市づくりを目指す。

③豊かな自然環境と生活環境が共存する都市づくり

八幡平から連なる山地・丘陵地や米代川などの自然環境の保全とともに、その自然環境と安心で快適な生活環境が共存する都市づくりを目指す。

(4) 目標とする市街地像

都市づくりの基本理念を踏まえ、目標とする市街地像を次のとおりとする。

1) 「活力とにぎわいのあるコンパクトな都市づくり」に向けた市街地の形成

①都市機能が集積した中心市街地の形成

花輪地区は、文化の杜交流館や駅前整備などにより商業・業務等の都市機能が集積するとともに、人・モノ・情報の交流を広げ、活力とにぎわいのある中心市街地の形成を図る。

②安心で快適な居住環境の形成とまちなか居住の促進

都市基盤の整備により、買い物や医療・福祉等の利便性が高く、災害に強い安心で快適な居住環境を形成するとともに、まちなか居住の促進を図る。

③産業拠点の形成

鹿角八幡平 IC周辺などは、立地条件を活かし、物流機能等の土地利用を図る。

また、鹿角工業団地等の既存工業地は、基盤整備の整った環境を提供するとともに、引き続き工業地として適切に誘導することにより、産業拠点の形成を図る。

④交流・連携を促進する交通体系の形成

広域的な観光や流通など、区域内外の交流・連携を促進するため、高速道路・鉄道等による広域交通ネットワーク、交通結節機能、アクセス機能の維持・充実を図る。

2) 「多くの人を引き寄せる自然や歴史、文化がいきづく都市づくり」に向けた市街地の形成

①歴史や伝統を活かした観光拠点の形成

「花輪ばやし」、「史跡尾去沢鉱山」、「毛馬内盆踊り」などの地域資源を活かしながら、観光に訪れる人々をもてなす拠点を各所に形成する。

②ふれあいのある滞在型温泉観光拠点の形成

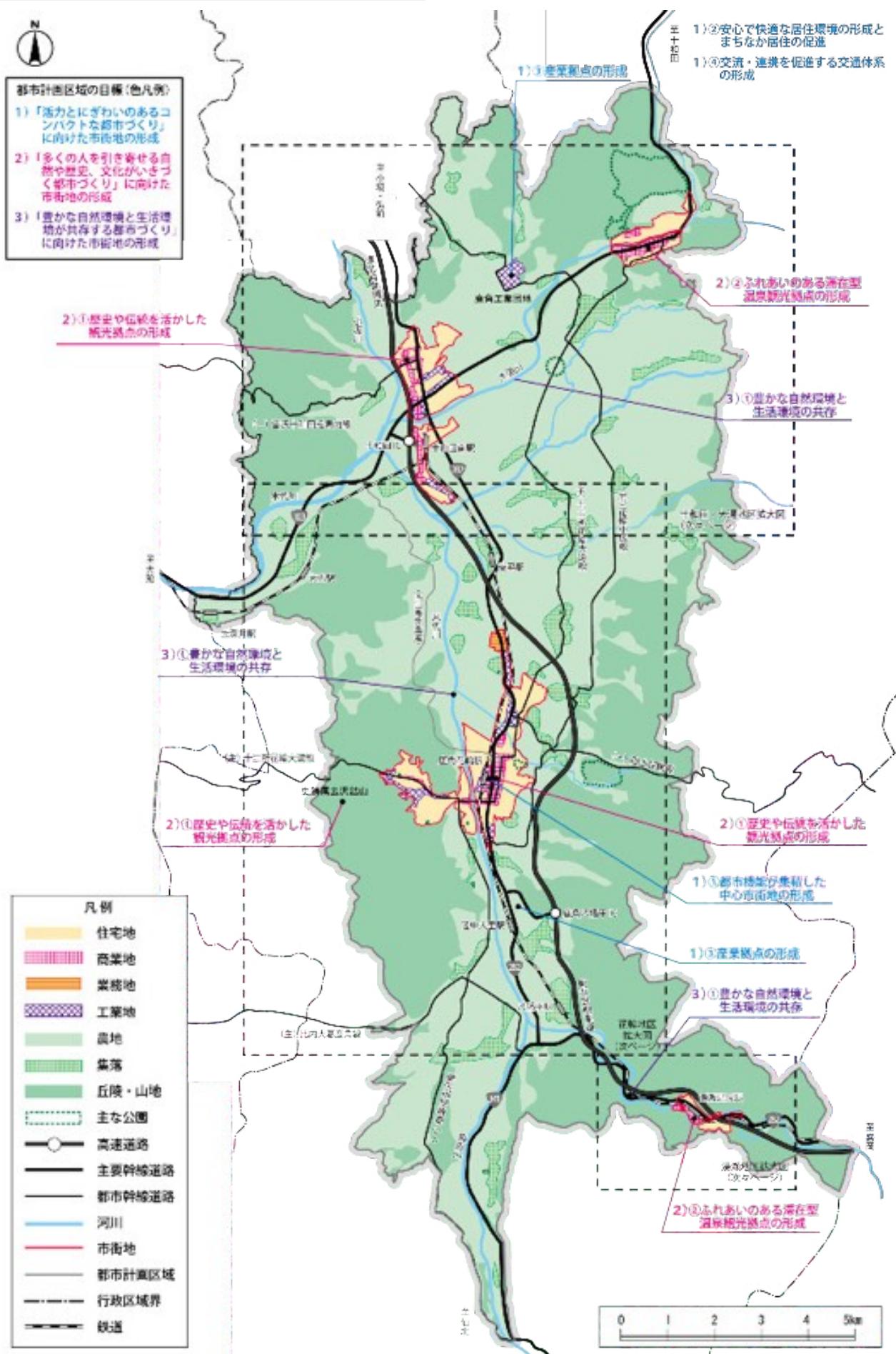
宿泊滞在型の温泉観光地である大湯地区・湯瀬地区は、商業機能やサービスの拡充により、ふれあいのある滞在型温泉観光拠点の形成を図る。

3) 「豊かな自然環境と生活環境が共存する都市づくり」に向けた市街地の形成

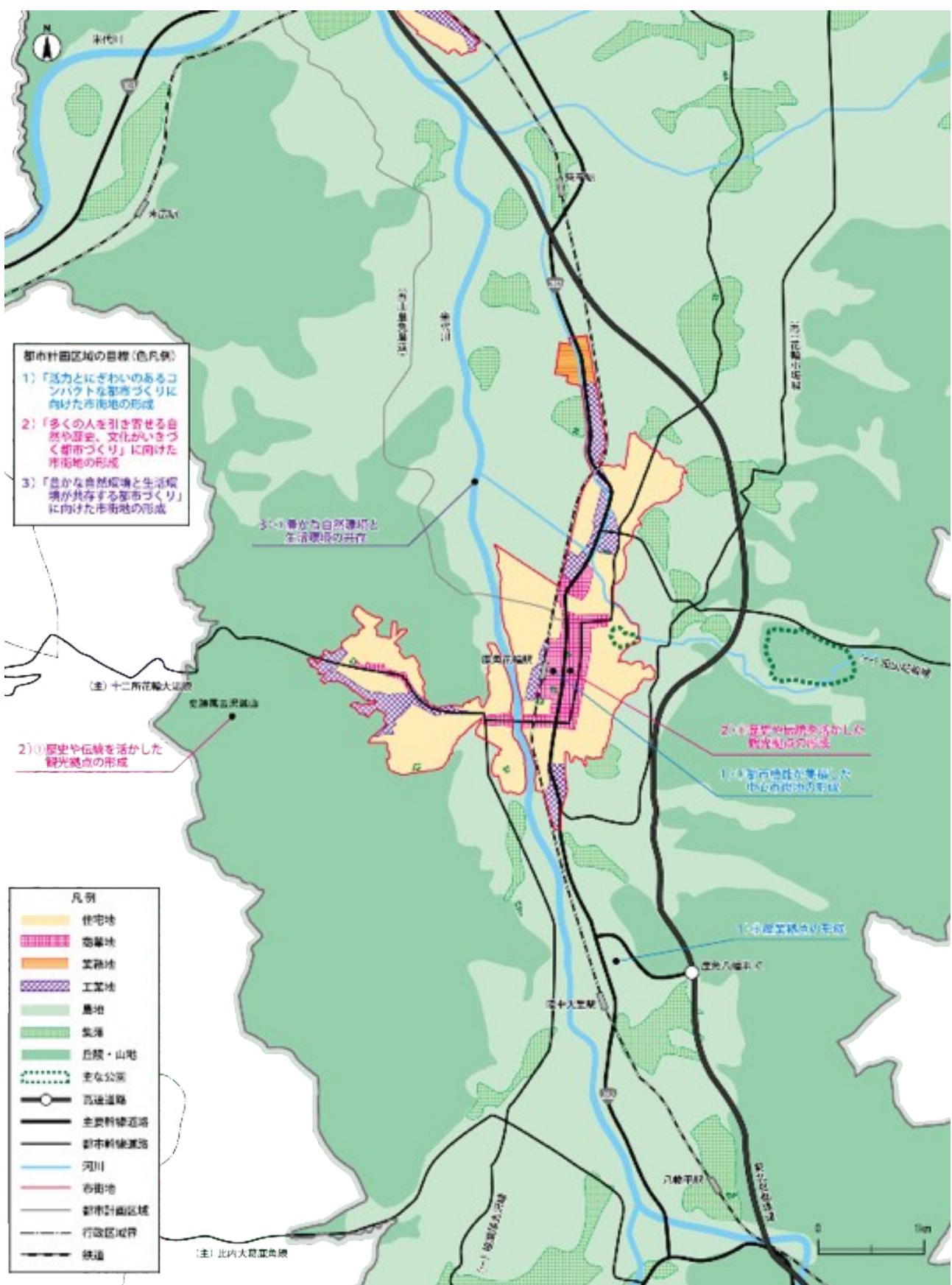
①豊かな自然環境と生活環境の共存

市街地を囲む山地・丘陵地や米代川、大湯川、湯瀬渓谷などの自然環境は、生活に潤いなどを与える役割を果たしており、今後もこれらの豊かな自然環境を保全するとともに、生活環境との共存を図る。

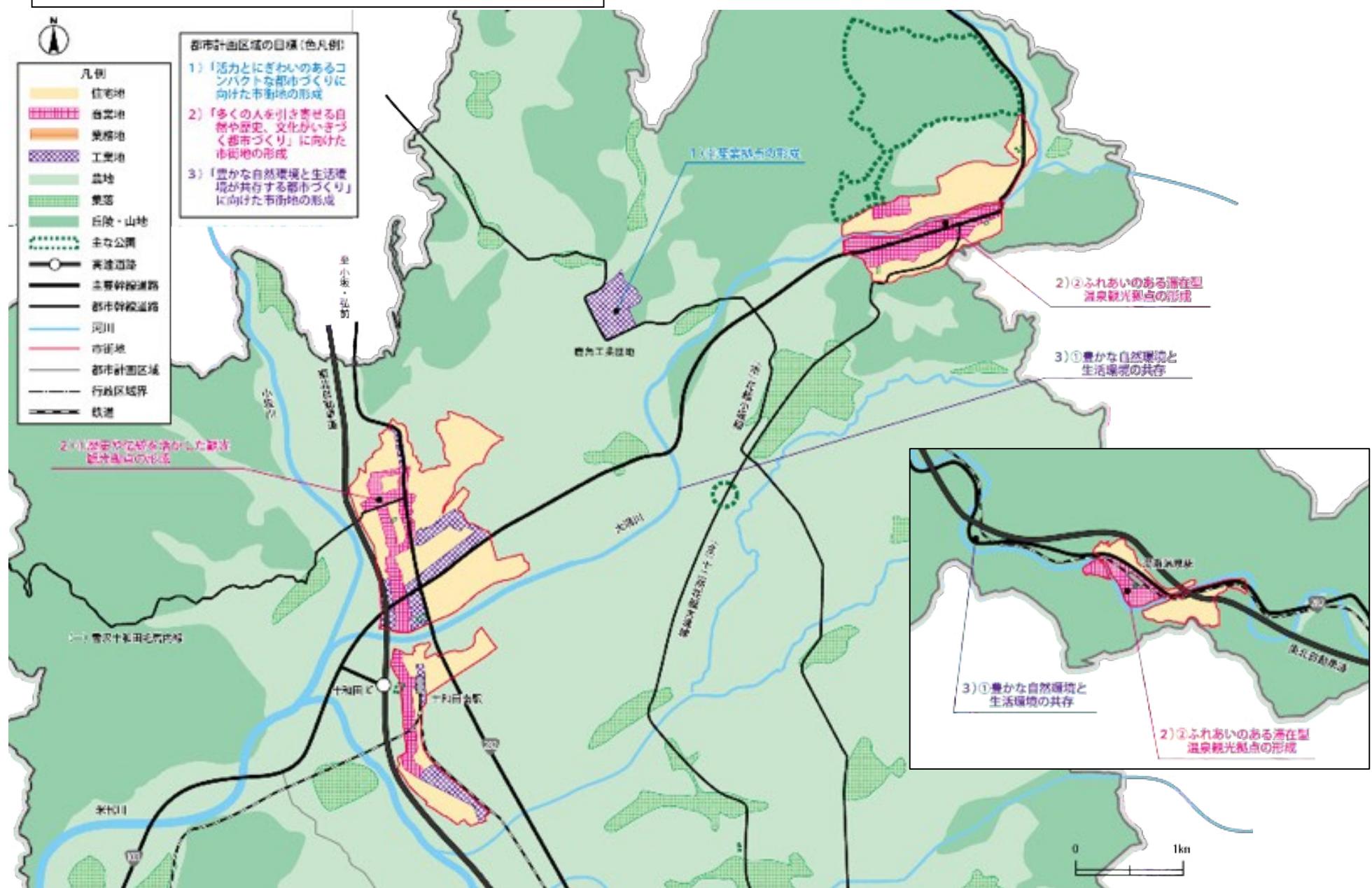
目標とする市街地像 全体図



目標とする市街地像 花輪地区



目標とする市街地像 十和田・大湯地区、湯瀬地区



（5）社会的課題に対する都市計画としての取り組みの方針

本区域を取り巻く社会的な課題に対して、都市計画としての取り組みの方針を、以下のとおりとする。

① 少子高齢社会に対応した安全・安心で快適な都市づくり

少子高齢化・過疎化が進展する中で、地域コミュニティを維持しながら、誰もが安心して暮らせる都市環境を形成していくことが求められている。

このため、高齢者をはじめ誰もが安全かつ自由に行動できるバリアフリー化の推進や、安心して子供を産み育てることができる快適な居住環境づくりに取り組む。

② 災害に強い都市づくり

地震や豪雨等の自然災害から市民の暮らしを守るとともに、市街地における防災性の強化といった災害に強い都市づくりが求められている。

このため、建築物の耐震化の促進、防災機能を備えた緑地等の適正な配置を進めるとともに、狭隘な道路の改善や河川改修等の都市防災の強化を図るほか、災害時の避難システム等のソフト対策の充実により、災害に強い都市づくりに取り組む。

③ 多様な主体による共動のまちづくり

ライフスタイルが多様化する中、地域コミュニティの活動の低下もあって、画一的な行政的対応だけでは解決が難しい生活に密着した課題が増えてきており、行政と地域が一体となって創意工夫して取り組むことが求められている。

このため、市民、自治会、市民団体、企業や行政など、それぞれの主体が同じ視点を持って知恵と力を結び付けることにより、課題解決に向かって共に活動を進める「共動」のまちづくりに取り組む。

2. 区域区分の決定の有無

(1) 区域区分の有無

本区域には、区域区分を定めない。

区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

本都市計画区域、19,000ha のうち、用途地域を指定しているのは約5%程度であり、これまで区域区分を定めていない。

用途地域指定は、市街地のほぼ全域をカバーしており、計画的な市街地の誘導が図られてきた。また、用途地域外の土地利用は約9割が山林及び田畠等であり、これらの地域については、ほぼ全域が農業振興地域又は森林地域などの土地利用規制がなされ、無秩序な市街地の拡大は見られない。

人口・産業面を見ると、人口は緩やかな減少傾向、工業製品出荷額や商業販売額も近年の社会経済情勢を反映して減少傾向であり、将来的な土地利用にも既成市街地内で収容が可能であると推測される。

開発動向については、大規模な土地需要が発生するプロジェクト等は見込まれていない。また、用途地域外における新築件数は減少傾向にある。

これらのことから、今後無秩序に市街地が拡大する可能性は低く、現状の法制度の枠組みのもとに「良好な環境を有する市街地の形成」「緑地等自然的環境の整備または保全」に配慮していくものとし、本区域においては区域区分を定めない。

3. 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

本区域は、奥羽山脈中を開かれた鹿角盆地と周囲に連なる山々からなっており、秋田県北部を貫流する米代川の最上流部にあたる。

鹿角広域都市圏における行政、商業、業務等の都市機能が集積している花輪地区を中心として、区域を南北に縦断する主要な交通軸上に十和田、大湯、湯瀬といった拠点が点在しており、多核分散型の都市構造となっている。このため、それぞれの地区の特性を活かすための計画的な土地利用を推進し、魅力ある市街地の形成を図っていくことが課題である。

また、自然環境に恵まれた本区域では、環境と共生した暮らしやすい都市づくりを進めるため、自然的土地利用との調和を図りながら都市的土地利用の集約化を目指していくことが求められている。

さらに、市街地周辺に緑豊かな環境を形成している農地や山林については、自然環境や営農環境を保全し、まとまりのある集落を維持していく必要がある。

このような状況を踏まえ、本区域の土地利用に関する主要な都市計画の決定の基本方針を次とおりとする。

1) 主要用途の配置の方針

①業務地

市役所やかづの厚生病院といった公共公益施設がまとまって立地する花輪荒田地区は、今後も鹿角広域都市圏の中核を担う業務地として配置する。

②商業地

本区域の中心となる商業施設が集積している花輪地区は、地域住民のみならず観光客なども集う賑わいのある交流の場として、機能の充実を図るため、中心商業地として配置する。

古くから城下町として栄えてきた歴史ある商業地である十和田地区(国道282号沿い及び毛馬内通り沿い)は、今後も歴史的環境を活かした個性を維持しながら、地区住民の日常生活に対応した商業地として配置する。

大湯地区・湯瀬地区は、今後もそれぞれの商業機能の維持を図るため、大湯地区は療養機能を併せ持った温泉観光を中心とした商業地として、また湯瀬地区は湯瀬渓谷など周辺の自然とふれあえる温泉観光を中心とした商業地として配置する。

③工業地

花輪地区及び十和田地区に形成されている既存工業地は、地域経済発展の一翼を担いながら地域の雇用を支えていることから、今後も工業地として配置する。

上ノ平地区にある鹿角工業団地は、本区域の産業を支える重要な工業拠点として育成を図るために、工業地として配置する。

④流通業務地

東北自動車道の鹿角八幡平 IC の周辺地区などは、広域交通ネットワークが充実していることから、物流施設等の土地利用を促進するため、流通業務地として配置することを検討する。

⑤住宅地

ア. 花輪地区

花輪地区中心部の住宅地は、駅や商業地に近接した特性を活かして、高齢社会などに対応した居住環境を備えた中層住宅地として配置する。

合ノ野、寺ノ後、中花輪、馬場地区など花輪地区周辺部の住宅地は、市街地の縁辺部に位置する戸建て住宅中心の良好な居住環境を形成しており、今後もその環境を維持しながら、周囲の田園環境との調和を図るために、これまで同様に戸建て住宅中心の低層住宅地として配置する。

イ. 十和田地区

森崎、柏野、柏崎、下土ヶ久保など十和田地区の住宅地は、低層戸建て住宅を中心とした居住環境を形成しており、今後も戸建て住宅を主体とするゆとりある低層住宅地として配置する。

高田地区は、土地区画整理事業により整備が進められた新興住宅地であるが、未利用地がみられる等の課題もあることから、秩序ある土地利用を誘導するため低層住宅地として配置する。

ウ. 大湯・湯瀬地区

大湯地区及び湯瀬地区は、温泉街を中心に古くからの中低層の木造住宅が密集している。今後は、既存宅地を有効に活用しながら土地利用の更新にあわせて道路や公園等の整備に取り組み、快適な居住環境を備えた低層住宅地として配置する。

2) 土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

中心市街地となるJR鹿角花輪駅周辺地区は、市街地の空洞化や商業機能の停滞といった問題を抱えている。

今後は、病院跡地における文化の杜交流館の整備をはじめとする都市再生整備計画の推進によりにぎわいの再生を図るとともに、都市基盤の整備や建築物の中高層化など、土地を高度利用し、花輪地区全体の活性化と魅力的な商業・業務地の形成を進める。

②用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

JR鹿角花輪駅西側は、鉱業関係の施設が移転し未利用地となっていることから、計画的な土地利用を誘導し、有効に活用することが課題である。

今後は、駅東側の商業地と一体となった土地利用を誘導するため、工業系用途の見直しの必要性も含め検討する。

③居住環境の改善又は維持に関する方針

花輪地区の中心部や毛馬内地区など、本区域の古くからの市街地は、家屋の密集に加え、狭い道路や行き止まり、オープンスペースの不足といった課題を抱えている。

このため、区画道路等の整備、公園・緑地の確保などを進め、良好な居住環境の形成を図る。

④都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

本区域の市街地内には、米代川や大湯川等の河川敷を活用したレクリエーション施設や公園など、豊かな緑地空間が形成されている。これらは、住民の憩いと安らぎの場として、優れた自然的景観を備えているため、今後も地域の資源として保全・整備を図るとともに、その風致の維持に努める。

⑤優良な農地との健全な調和に関する方針

米代川流域の花輪地区から十和田地区にかけて広がる農地は、集団的な優良な農地であることから、この維持・保全を図る。

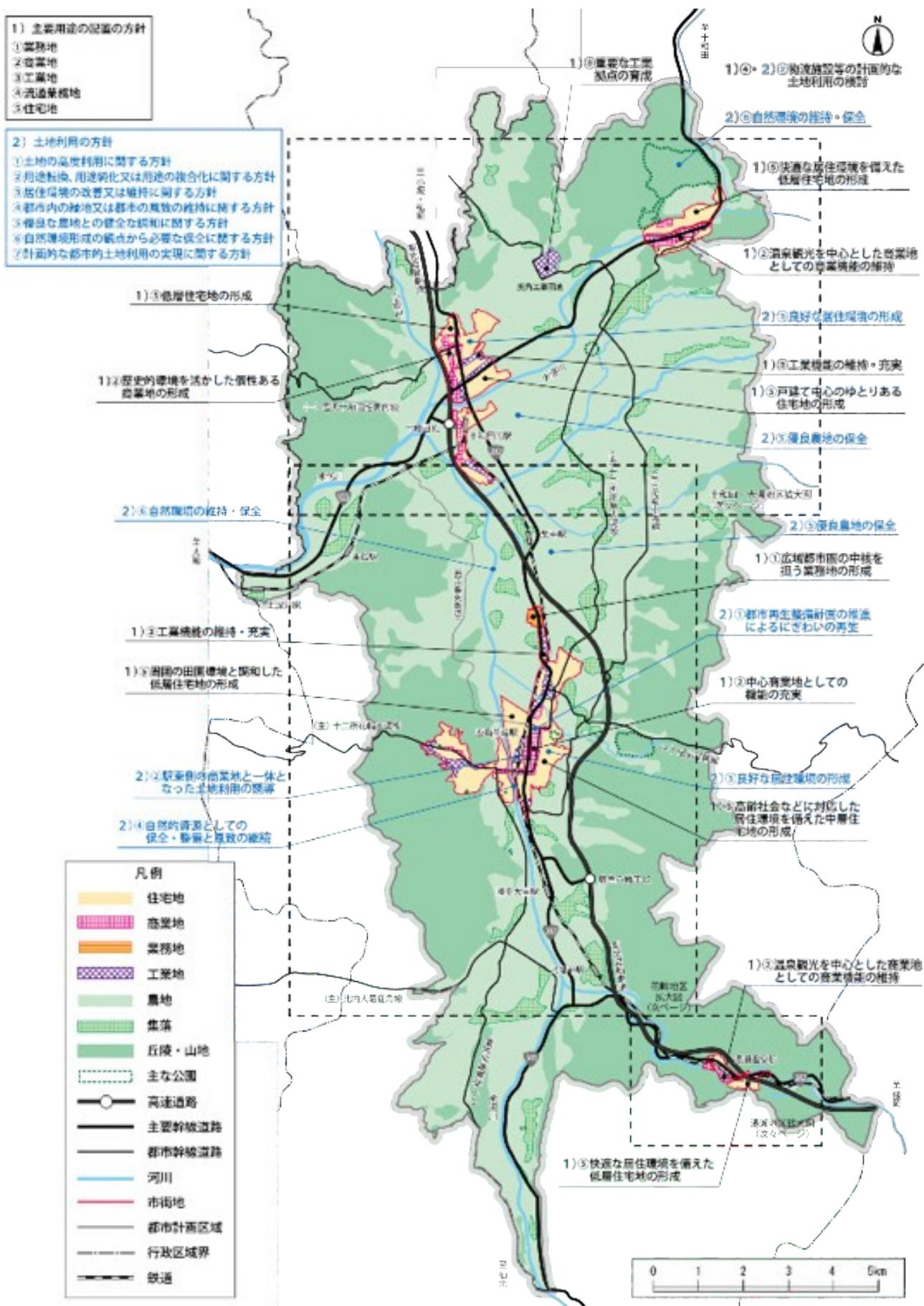
⑥自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

米代川、大湯川等の河川、市街地の周囲に広がる山地・丘陵地の水辺や緑地は、美しい自然景観を有し、本区域の水と緑の骨格を形成するとともに、生活に潤いを与える貴重な空間となっていることから、この維持・保全を図る。

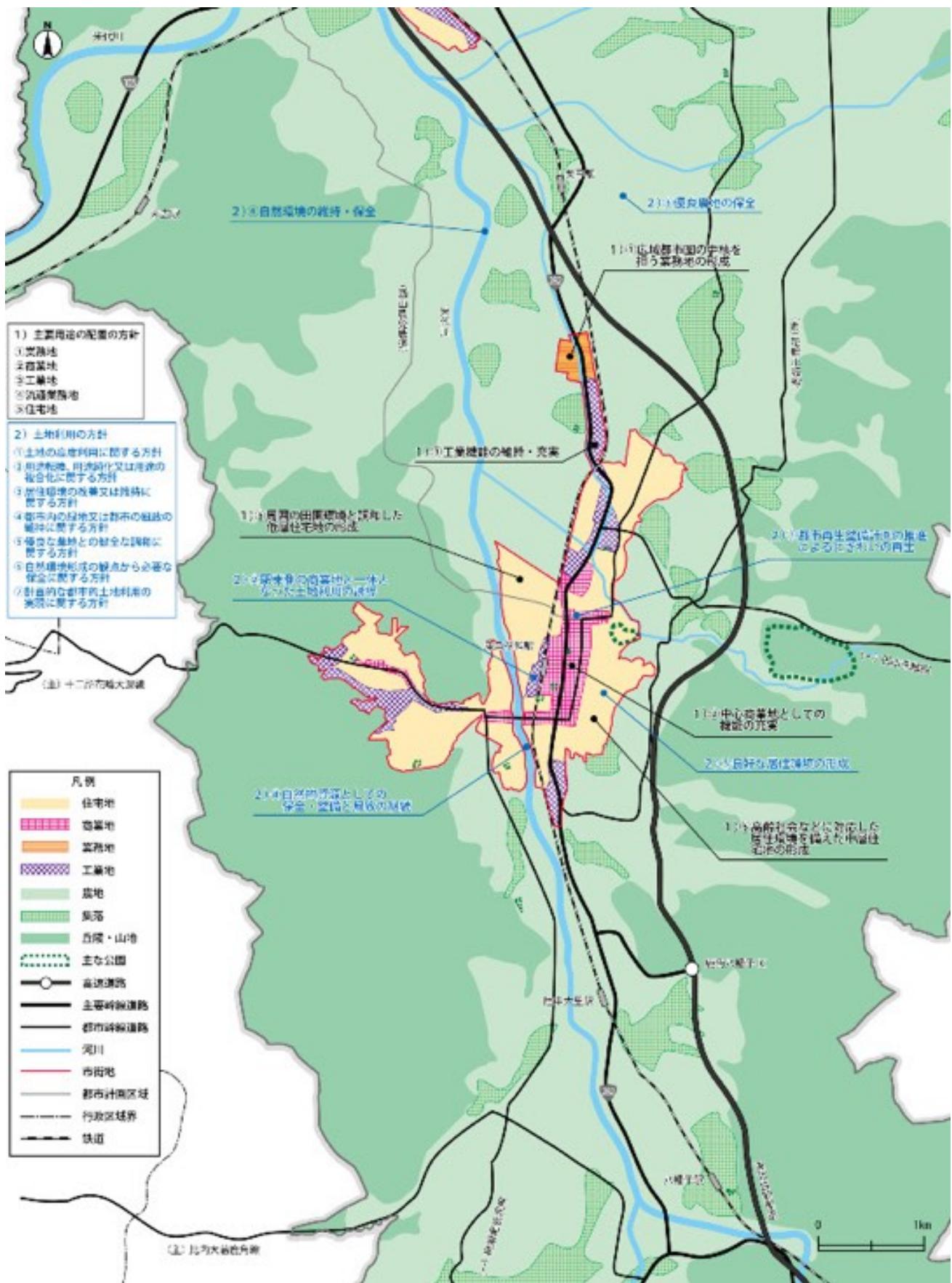
⑦計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

鹿角八幡平IC周辺、十和田IC周辺は、交通におけるメリットを活かした流通業務地の形成に向けて、土地利用について検討する。

土地利用方針図 全体図



土地利用方針図 花輪地区



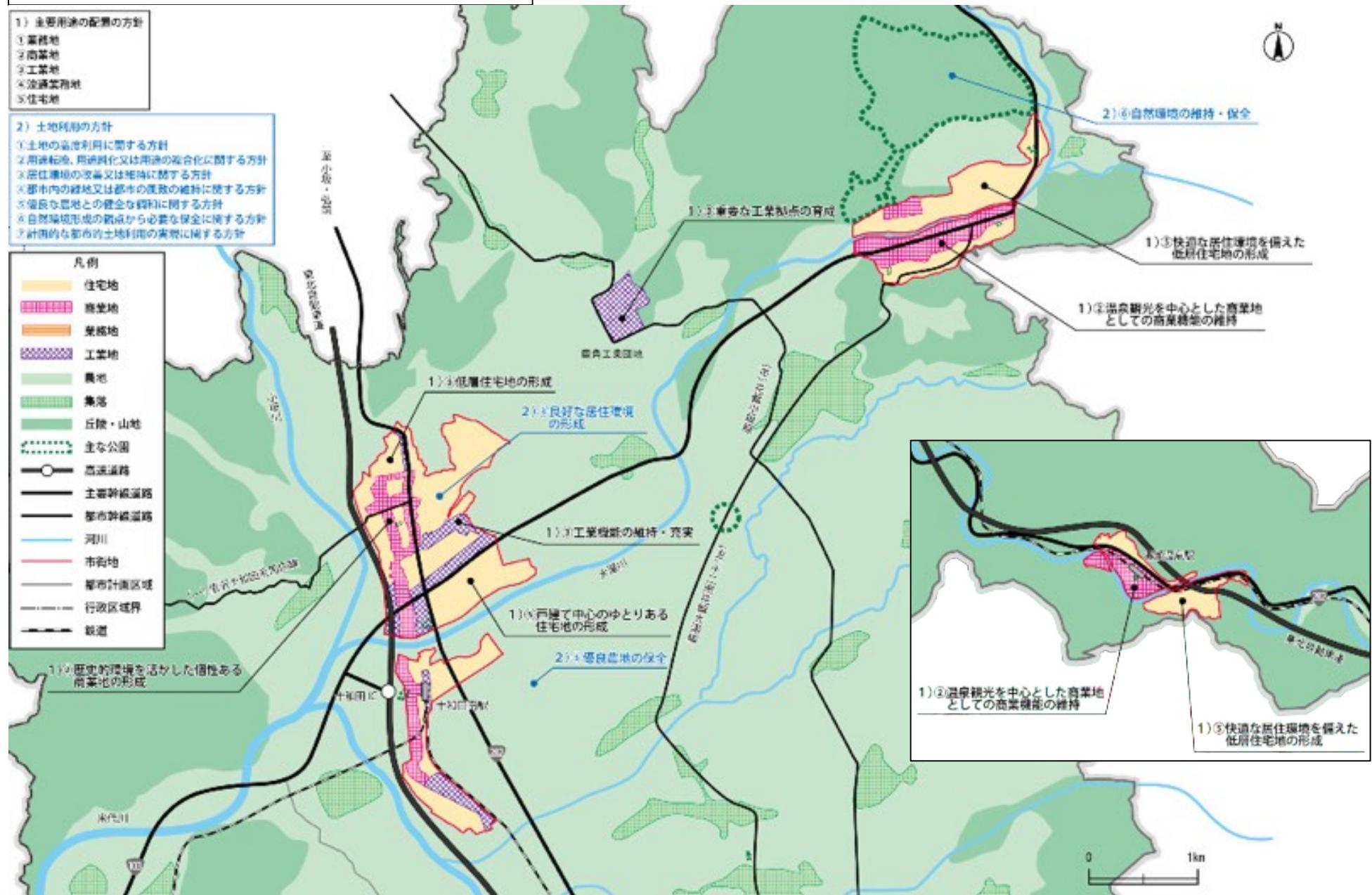
土地利用方針図 十和田・大湯地区、湯瀬地区

- 1) 主要用途の配置の方針

 - ① 商業地
 - ② 住宅地
 - ③ 工業地
 - ④ 游休施設地
 - ⑤ 住居地

2) 土地利形の方針

 - ① 土地の適正利用に関する方針
 - ② 用途転用、用途変更又は用途の複合化に関する方針
 - ③ 居住環境の改善又は特に問題にする方針
 - ④ 都市内の経済又は都市の歴史的経緯に関する方針
 - ⑤ 侵入や冒犯との健全な関係に関する方針
 - ⑥ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
 - ⑦ 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針



(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

本区域においては、東北自動車道、国道 282 号、国道 341 号が南北に、国道 103 号が東西に伸び、これらの道路によって 4 つの市街地が結ばれている。現在、隣接する小坂町において、日本海沿岸東北自動車道が整備中であり、完成により広域的な交流・連携の拡大が期待される。

今後は、区域内の幹線道路の整備や冬期の交通対策等、円滑な交通の確保が課題である。また、市街地においては、バリアフリー化や四季を通じた歩行空間の確保、公共交通の充実等、子供からお年寄りまで誰もが使いやすい交通体系の構築が求められている。

このような状況を踏まえ、本区域の交通施設の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 広域的な交流・連携を促進する道路網の形成

広域的な交流・連携を促進するために、東北自動車道、国道 103 号、国道 282 号等による道路網の形成を図る。

イ. 都市を支える道路網の形成

都市内の交流・連携の促進、また産業活動を支えるため、市街地間や区域内の拠点を結ぶ道路網の形成を図る。

ウ. 公共交通機関の利便性の向上

子供からお年寄りまで誰もが安全で快適に移動できるようにするため、鉄道・バスなどの公共交通機関の維持及びネットワーク化、交通結節点の充実等により、利便性の高い交通環境の形成を図る。

エ. 歩行空間の確保

市街地においては、市民や観光客が冬期でも安全で快適に歩行できるよう、公共施設のバリアフリー化、歩行空間の維持・整備等を進める。

オ. 都市計画道路の見直し

長期未着手あるいは土地利用の変化等により必要性が低くなっている都市計画道路は、合理的に見直すものとする。

②主要な施設の配置の方針

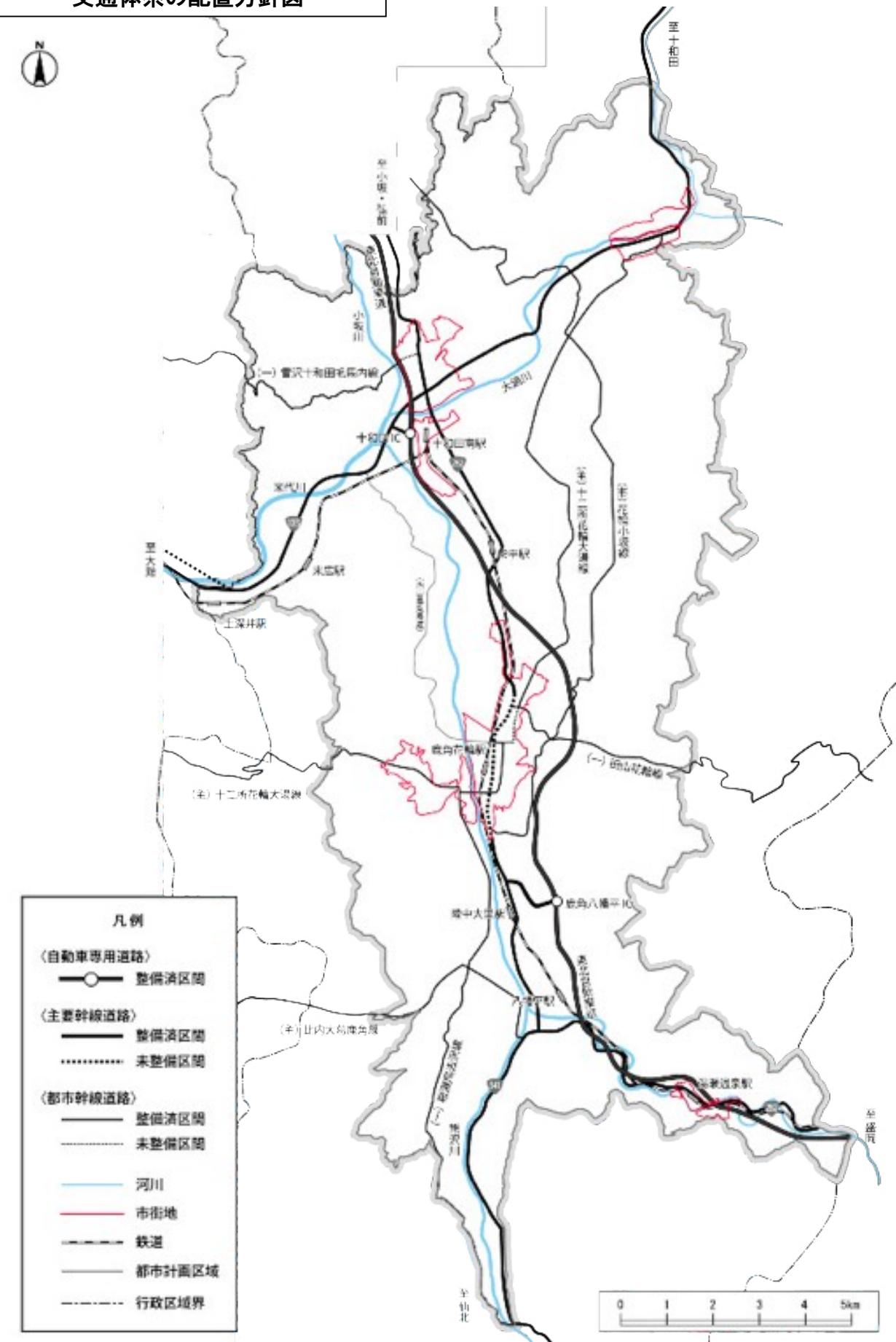
基本方針を踏まえ、主要な道路の配置方針を次のとおりとする。

道路種別	配置の方針
ア. 自動車専用道路	広域的な交流・連携を支援するため、自動車専用道路として次の路線を配置する。 ・東北自動車道
イ. 主要幹線道路※1	区域内外の交流・連携を支えるため、主要幹線道路として次の路線を配置する。 ・国道 103 号 ・国道 282 号 ・国道 341 号
ウ. 都市幹線道路※2	主要幹線道路を補完する、都市幹線道路として次の路線を配置する。 ・(主) 十二所花輪大湯線 ・(主) 比内大葛鹿角線 ・(一) 雪沢十和田毛馬内線 ・(一) 根瀬尾去沢線 ・(一) 田山花輪線 ・(市) 花輪小坂線
エ. 駅前広場	バス・自動車・歩行者等の各交通手段と鉄道との円滑な連携を支援するため、次の駅前広場を配置する。 ・JR鹿角花輪駅前広場 ・JR湯瀬温泉駅前広場

※1 主要幹線道路：都市の拠点間を連絡し、自動車専用道路と連絡し都市に出入りする交通及び都市内の地域間相互の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

※2 都市幹線道路：都市内の各地区又は主要な施設相互間の交通を集約して処理する役割を担う道路を示す。

交通体系の配置方針図



2) 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

<下水道>

本区域の公共下水道は、米代川流域関連公共下水道及び単独公共下水道湯瀬処理区として整備が進められているが、平成23年度末の公共下水道普及率は42.3%と、県平均の普及率59.6%を下回っている。

また、公共下水道計画区域外の集落については、農業集落排水や合併処理浄化槽の整備が進められている。

このような状況を踏まえ、本区域における下水道の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 公共下水道の計画的な整備推進

快適な住民生活と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るため、生活排水処理整備構想に基づき、下水道の整備を体系的に進める。

<河川>

本区域は、米代川とその支流に沿って市街地が形成されているため、河川は生活に身近な存在となっており、憩いやレクリエーションの空間としても利用されている。

河川の持つ防災機能の維持・向上を図りつつ、自然環境や景観に配慮し、市民に親しみやすい川づくりを行っていくことが課題である。

このような状況を踏まえ、本区域における河川の都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

ア. 河川改修事業の計画的な推進

都市の防災機能を向上させるため、河川改修事業を計画的に推進するとともに、河川の水質保全や自然環境の保全に努める。

イ. ゆとりと潤いのある親水空間の形成

市街地内で河川整備を行う場合は、住民の意見を十分に把握しながら、ゆとりと潤いのある親水空間の形成に努める。

②主要な施設の配置の方針

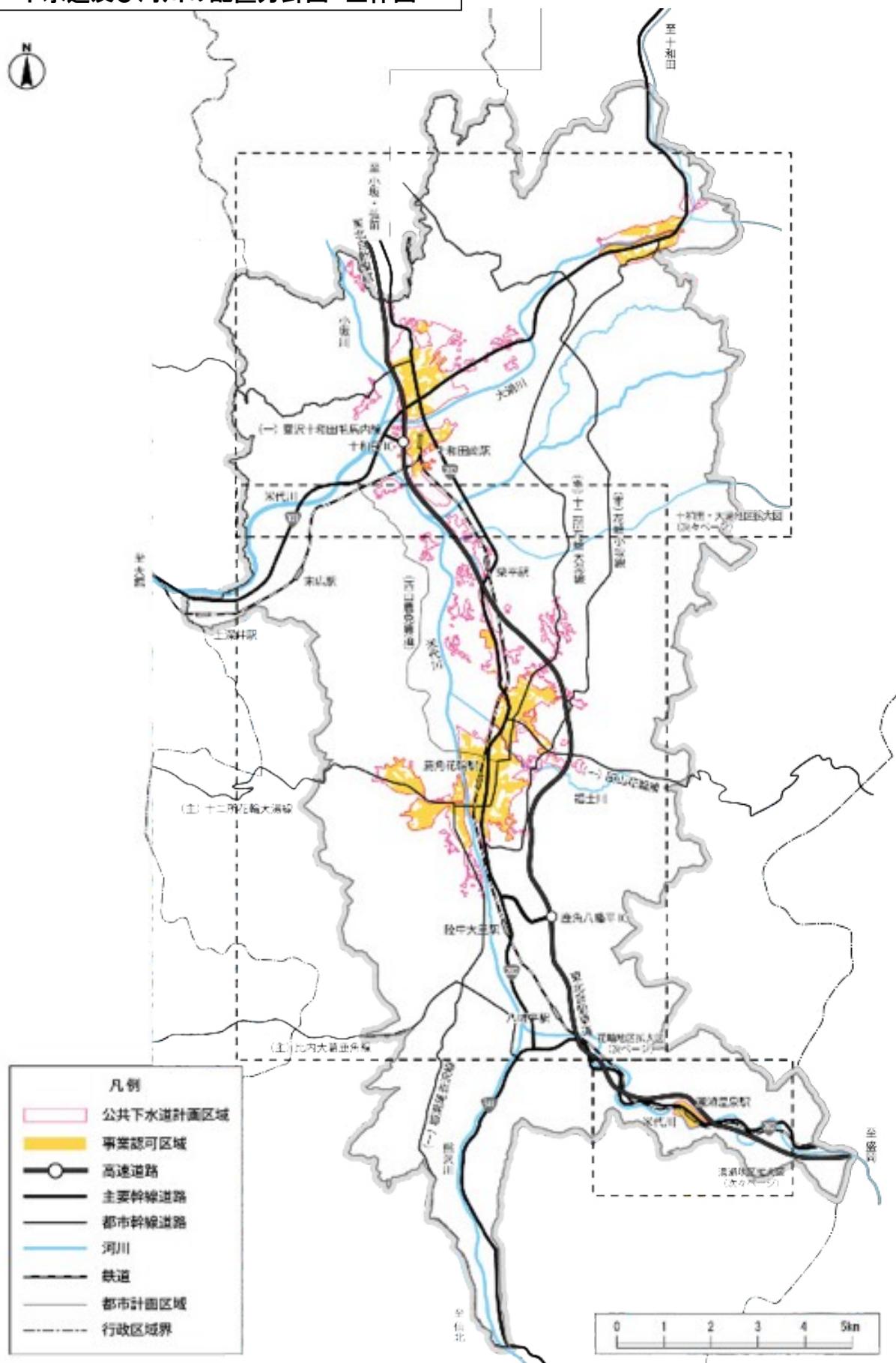
<下水道>

本区域の公共下水道は分流式を基本とし、花輪、十和田、大湯の各市街地は、米代川流域関連公共下水道を配置し、鹿角処理センターで処理を行い、湯瀬地区には単独公共下水道を配置し、湯瀬浄化センターで処理を行う。

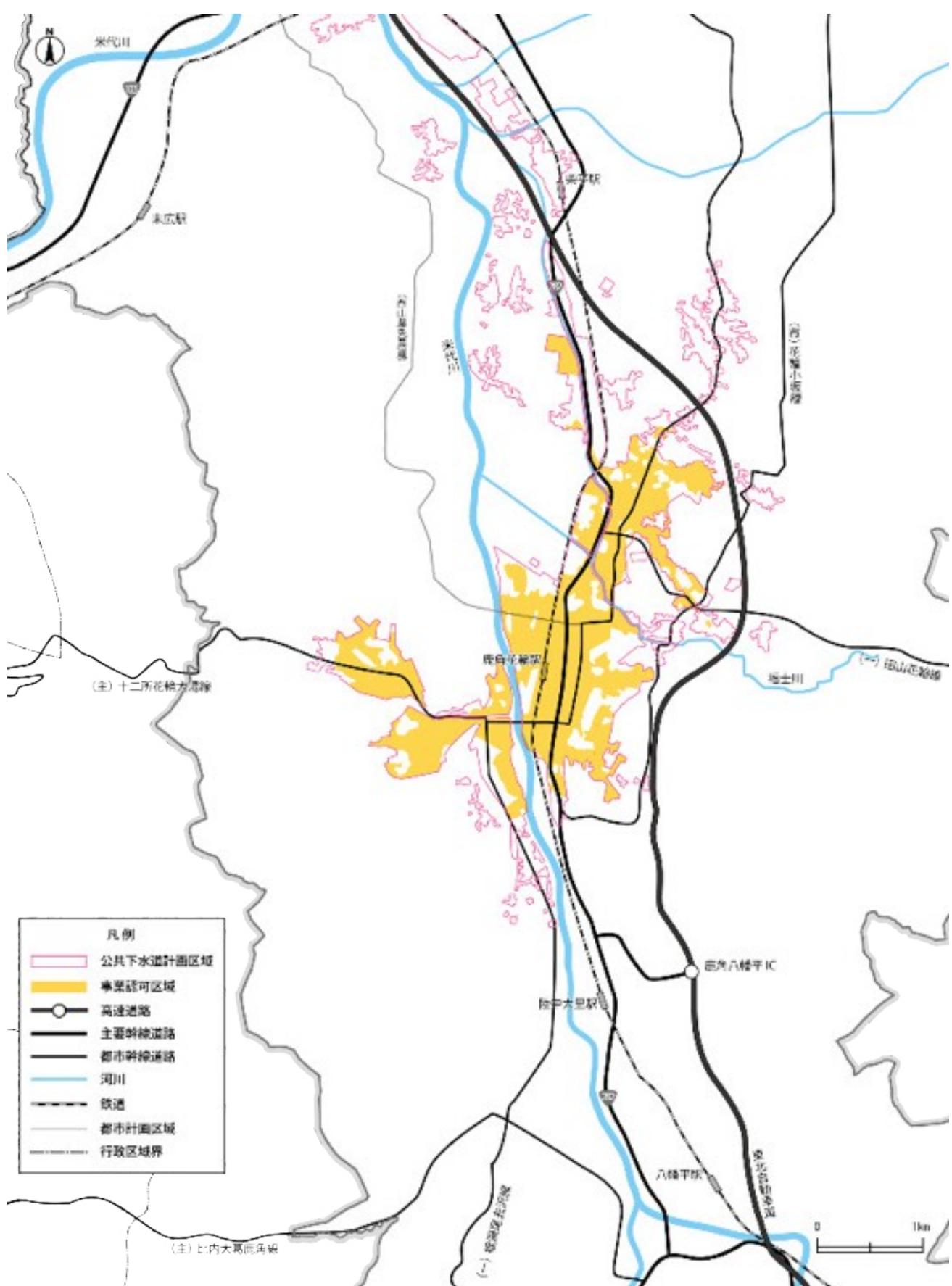
<河川>

本区域の河川においては、市民の安全な生活及び産業活動を支えるため、米代川の支流である福士川の河川改修事業を推進する。

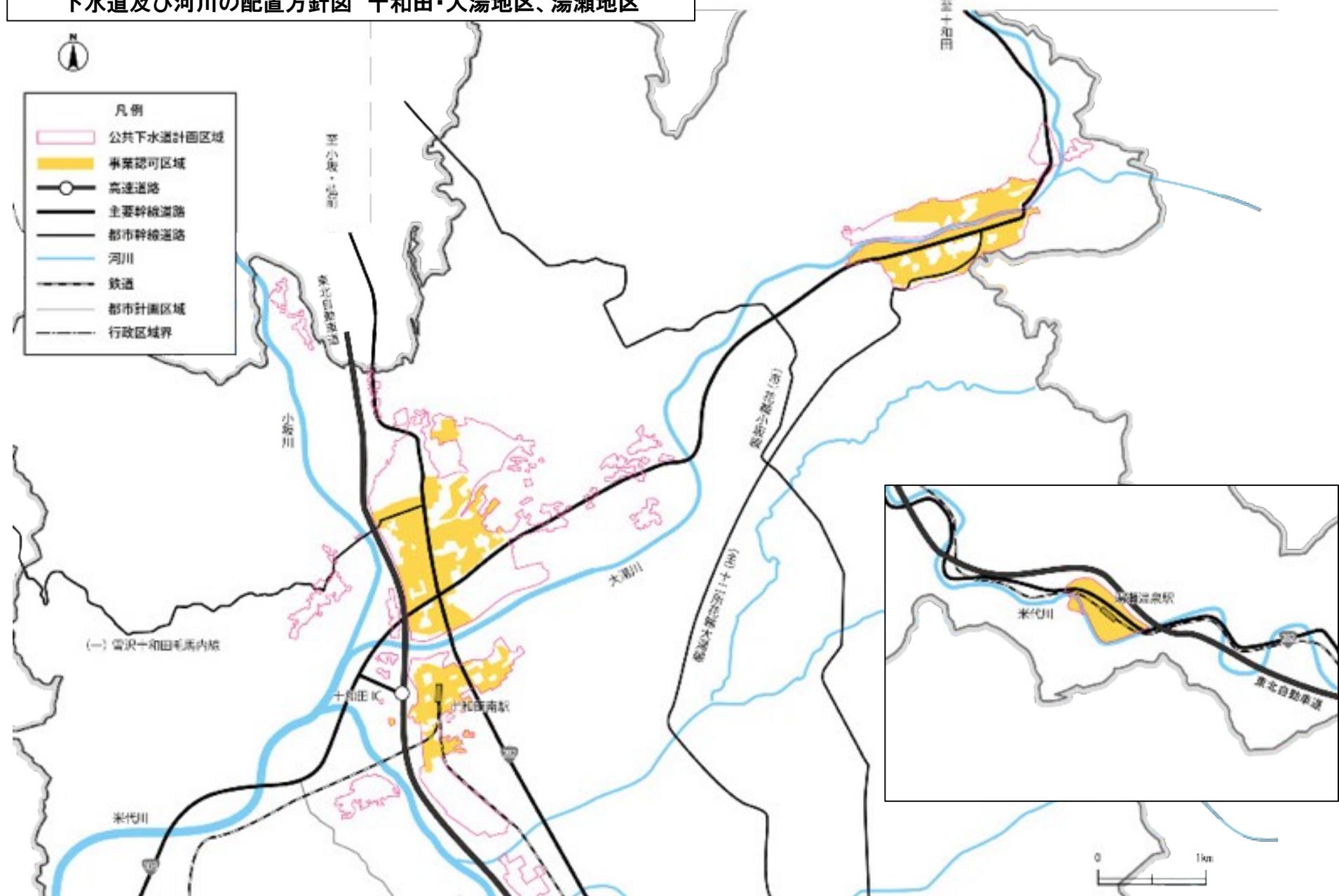
下水道及び河川の配置方針図 全体図



下水道及び河川の配置方針図 花輪地区



下水道及び河川の配置方針図 十和田・大湯地区、湯瀬地区



(3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

本区域においては、土地区画整理事業が3地区で施行され既に整備が完了しており、それぞれ計画的に市街地整備が進められてきているが、従来からの市街地のなかには、道路や公園等の基盤整備が立ち遅れたまま市街化が進んだことなどから、地区の居住環境の改善、防災性の向上が課題となっている地区もみられる。

このような状況を踏まえ、本区域における主要な市街地開発事業の決定の基本方針を次のとおりとする。

①既成市街地における計画的なまちづくりの推進

花輪地区など、都市基盤が十分に整備されないまま市街地が形成された既成市街地等において、居住環境の改善と防災性の向上を図るため、今後、必要に応じて道路整備と合わせた市街地開発事業の適用について検討する。

(4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

1) 基本方針

本区域は、八幡平から連なる山地、丘陵地や米代川などの豊かな自然に恵まれている。米代川沿いの水田や丘陵地の果樹園、牧場などにおいて多彩な農業が営まれ、魅力的で潤いのある風土を形成しており、このように恵まれた環境を活かしたまちづくりが求められている。

また、日常生活に密着した都市公園等の整備が進められているものの、既存の公園施設の老朽化が進んでいることなどから、公園の機能向上や既存施設の維持・保全が求められている。

このような状況を踏まえ、本区域における自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の基本方針を次のとおりとする。

①都市の骨格となる緑地の保全

米代川等の河川や、市街地の周囲に広がる山地・丘陵地の緑地は、都市の骨格を形成する緑であり、生活に潤いを与える空間となっているため、その維持・保全を図る。

②市街地をとりまく優良農地の保全

市街地周辺に広がる農地は農業生産の基盤であり、また田園風景は区域の貴重な景観資源となっているため、その維持・保全を図る。

③都市内緑地の整備・創出

快適な都市環境を形成するとともに、災害時における避難地としての防災機能を有することから、総合公園や運動公園をはじめとした都市公園の維持や機能向上を図る。

④歴史・文化としての緑地の保全・活用

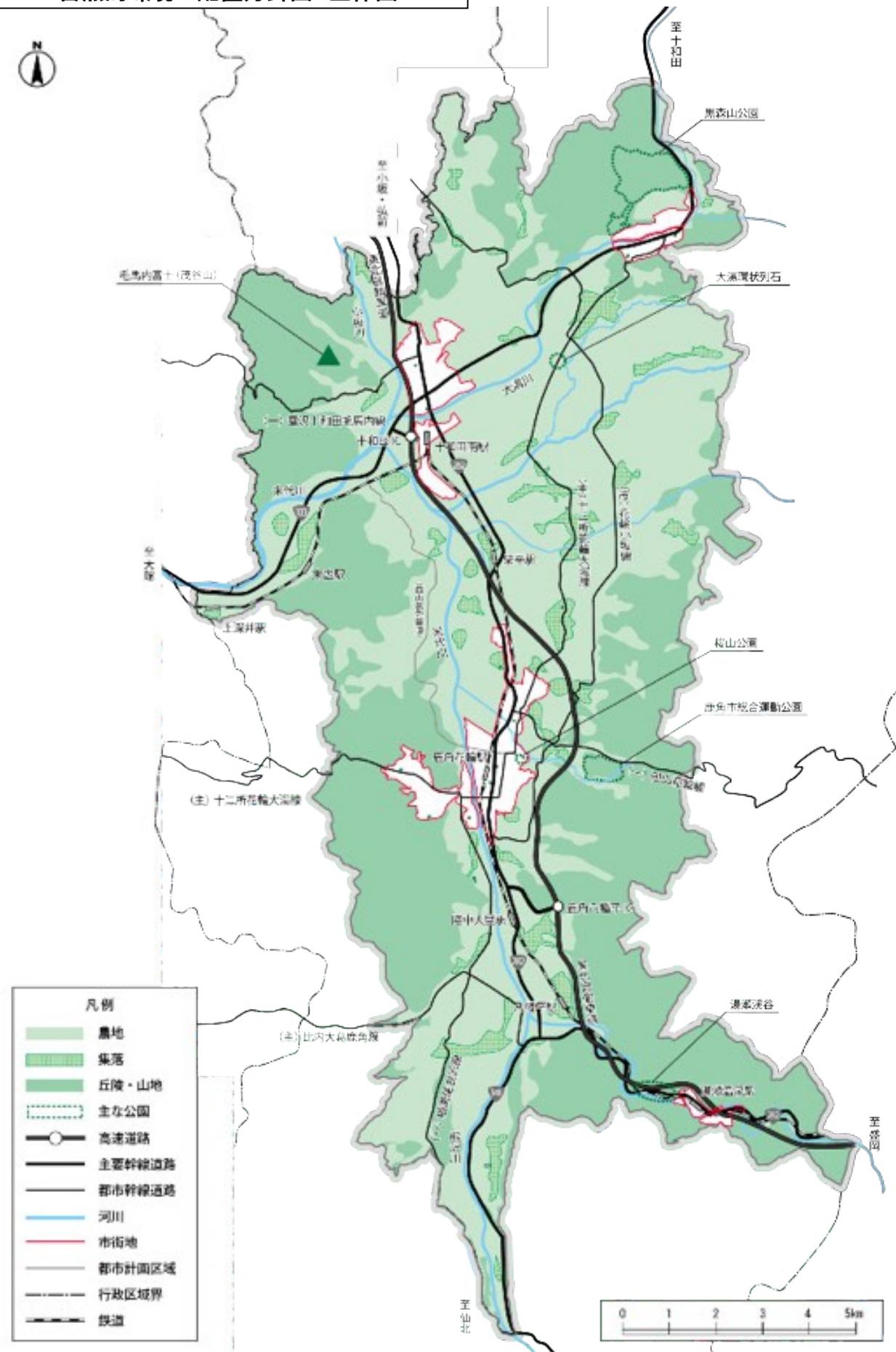
地域の歴史・文化を象徴する史跡や遺跡、街並みの保全・整備・活用を図るとともに、その周辺の緑地を保全し、地域の歴史・文化の継承に取り組む。

2) 主要な緑地の配置の方針

主要な緑地の配置については、緑地の機能から、環境保全系統、景観構成系統、レクリエーション系統、防災系統及び歴史・文化系統の5つの系統に分類し、次のように配置する。

緑地の系統	地区名等	緑地等の配置方針、概要等
①環境保全系統	・山地、丘陵地 ・米代川等の河川敷	山地・丘陵地や米代川等の河川敷を都市の骨格となる環境保全系統の緑地として位置づける。
②景観構成系統	・桜山公園 ・湯瀬渓谷 ・黒森山公園 ・米代川、熊沢川等の河川敷 ・毛馬内富士等の山並み ・市街地をとりまく農地	桜山公園、湯瀬渓谷、黒森山公園、米代川や熊沢川等の河川敷、毛馬内富士等、市街地をとりまく田園の緑豊かな景観を、本区域を特徴づけるシンボル的な景観構成系統の緑地として位置づける。
③レクリエーション系統	・黒森山公園 ・鹿角市総合運動公園 ・米代川、大湯川等の河川敷	黒森山公園、鹿角市総合運動公園をはじめとする運動公園、米代川や大湯川等の河川敷を地域住民の憩いや交流の場となるレクリエーション系統の緑地として位置づける。
④防災系統	・市街地内の公園・緑地	災害時における避難地としての防災機能を有する市街地内の公園・緑地を防災系統の緑地として位置づける。
⑤歴史・文化系統	・大湯環状列石 ・史跡尾去沢鉱山	縄文時代の遺跡である大湯環状列石等を歴史・文化系統の緑地として位置づける。

自然的環境の配置方針図 全体図



発行・編集

秋田県建設部都市計画課（調整・都市計画班）

TEL 018-860-2445

FAX 018-860-3845

E-mail toshikeikakuka@pref.akita.lg.jp

URL <http://www.pref.akita.jp/tosi/>